

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2022年6月9日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 首都高速道路の交通事故分析・安全対策計画等の検討（2022年度）

(2) 業務内容

本業務は、首都高速道路上で発生した交通事故及び立入・逆走データについて、その発生要因分析、各種対策効果の検証を実施することで、効果的な対策の立案を実施し、安全性を向上させることを目的とする。

<業務内容>

1. 交通事故データの経年的傾向・要因分析

①2022年度の交通事故データ及び過年度までに取りまとめた統計年報を用いて、経年的な傾向を把握し、事故発生要因分析を行う。（1回/月）

②2022年度の交通事故データ、気象データ、道路構造データ等を活用し、多変量解析等の統計的な手法を用いた事故発生要因の分析を行い、2022年度の事故件数及び事故率をベースとした事故発生傾向を取りまとめる。なお、分析においては、安全対策の効果（安全対策履歴、事故調書等参照）、交通状況（車両感知器データ等参照）、車両挙動（プローブデータ等参照）、交通環境条件（交通安全に影響する法令、自動ブレーキの普及率等参照）を考慮すること。（4回/年）

2. 安全対策に関する効果分析

首都高速道路で実施している安全対策について、対策別、道路構造別等に取りまとめ、2022年度までの過去5年間で実施した安全対策の効果、持続性等について検証する。（4回/年）

3. 事故渋滞遅れ時間算出システムの作成及び納品

特定の期間の「事故渋滞に伴う遅れ時間※」を首都高速道路全線に渡り0.1キロポスト単位で算出するシステム（Microsoft Access※※による使用を想定）を作成及び納入する。

※「事故渋滞に伴う遅れ時間」とは、「ある事故により発生した渋滞開始地点から渋滞の末尾までの区間の車両通過時間」から、「同区間で事故渋滞の発生していない平均的な車両通過時間」について逆タイムスライス法を用いて差し引いた時間。なお、事故渋滞遅れ時間算定の詳細については過年度成果品「首都高速道路の交通事故分析・安全対策計画等の検討（2020年度）抜粋」を参照されたい。

※※算定システムとして、より適切なソフトウェアが提案される場合、Microsoft Access のみを想定していない。

4. 立入・逆走データの経年的傾向・要因分析

①過年度及び 2022 年度に発生した立入・逆走データの取り集約を行う。(1 回/月)

・立入・逆走調書(年間 400 件程度)データの取りまとめ

・システム検知カメラ画像(システム設置箇所:100 箇所程度)データの取りまとめ

②上記首都高速道路全データを対象に各種整理を行った上で要因分析を行う。(1 回/月)

整理事項:形態別、要因別、年齢別、通報別、行動パターン別等

5. 立入逆走対策に関する効果分析

首都高速道路で実施している各種立入・逆走対策(共通対策(看板・区画線等)、検知・警告システム等)について、対策別の効果分析を実施し、対策の効果検証を実施する。(4 回/年)

6. 高速道路の案内標識に関するあり方検討

現行の案内標識に関する課題や問題点(表示方法、レイアウト等)の整理を踏まえた案内標識に関する改善策を検討し、検討結果の取りまとめ及び整理を行う。ETC 専用化に伴い、対象入口の条件整理及び誘導案内方針の検討を行い、検討結果の取りまとめ及び整理を行う。

7. 新たな対策案の検討

メーカー開発動向、専門家へのヒアリング、論文等より最新の知見の情報収集整理及び課題等を整理し、上記情報や効果分析等により既設対策の改善策及びより効果的な対策案等を検討する。(3 案)

8. 協議用資料作成

交通事故、立入・逆走データを用いた集計・分析に関する社内外会議用資料作成を行う。(6 回/年)

9. 広報・啓発関連資料の作成

①交通安全啓発活動のための資料作成(企業 HP 掲載用原稿、チラシ・ポスター原稿)

(A4:計 6 枚)

②交通安全啓発活動のための資料作成(企業 HP 掲載用原稿、チラシ・ポスター原稿)

(A4:計 4 枚)

10. 打合せ

本業務に必要な打合せ(5 回)を行う。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 390 日間

(4) その他

- ①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③本業務は、首都高速道路株式会社の業務未経験技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④技術提案書は持参又は郵送により提出すること。
- ⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1)首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2)首都高速道路株式会社における 2021・2022 年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。
- (3)参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2012年度以降に高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州。以下同じ。）において「交通事故分析」を伴う業務、「立入逆走対策」を伴う業務及び「案内標識に関する検討」を伴う業務に関して、完了した業務実績を有すること^{※1}。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※1：業務実績について、「交通事故分析」、「立入逆走対策」、「案内標識に関する検討」の各項目が同一の業務内で実施している場合は該当する1業務を記載し、各項目が別業務にて実施している場合は、該当する業務をすべて記載することとする。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔総合技術監理部門（建設-道路）〕、技術士〔建設部門（道路）〕、RCCM（道路

部門)又は交通工学研究会認定TOE(交通技術上級資格者)

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)

2012年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務：高速道路株式会社、高速道路公社において交通安全対策に関連する検討を実施した業務

類似業務：上記以外の道路における交通安全対策に関連する検討を実施した業務

ハ 手持ち業務量(予定管理技術者及び管理補助技術者(配置する場合))

2022年6月9日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2022年6月9日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない。)が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5)参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1)技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の当社業務経験の有無及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

- ④ 予定管理技術者、予定管理補助技術者（配置する場合）及び予定担当技術者の手持ち業務量
 - ⑤ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
 - ⑥ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績
- (2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価
- ①ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
 - ロ 予定管理補助技術者（配置する場合）
 - ②評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル8階）
TEL：03-3539-9319 FAX：03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ①交付期間：2022年6月9日（木）から2022年6月27日（月）午前11時まで
- ②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。
 - ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・受付期間：2022年6月9日（木）から2022年6月27日（月）午前11時まで
- 技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

- ・受付期間：2021年6月9日（木）から2022年6月27日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同

じ。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、2022年6月27日(月)は午前11時まで。

- ・受付場所 : 上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間 : 2022年6月9日(木)から2022年6月24日(金)まで
- ・郵送方法 : 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先 : 上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

<持参の場合> (持参又は郵送により提出すること。)

受付期間、受付場所は、上記4(3)①<持参の場合>のとおり。

<郵送の場合>

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(3)①<郵送の場合>のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要 (本件は電子契約を推奨する。)
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777 (ダイヤルイン)
(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))
Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については、当初の工期で完了したものとして評価の対象とする。ただし、技術資料提出時点で業務評定点の通知を受けていないものについては、業務評定点に関する評価の対象外とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については、当初の工期で完了したものとして手持ち業務を取り扱う。
- (11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。